

令和8年度島根「ふるさと」看護奨学金貸与生の募集について

保健師、助産師、看護師又は准看護師（以下、「看護職員」）を養成する学校等に在学し、看護に関する専門知識を修得しようとする方への修学支援を通じて、島根県内における看護職員の確保をするため、島根県では奨学金貸与を行っています。

このたび、下記のとおり令和8年度貸与生の募集を実施します。

記

1. 応募資格

【U I ターン枠】

県外の看護師を養成する学校（准看護師・通信制除く）に在学し、ア及びイの両方に該当する方

- ア 学校卒業後、看護師として島根県内の医療施設等（指定機関*1）で所定の期間勤務する意思のある人
- イ 経済的な事情により奨学金の貸与を希望する人

【過疎・離島枠】

看護職員を養成する学校に在学し、アからウのすべてに該当する方

- ア 学校卒業後、看護職員として島根県内の過疎地域・離島*2の医療施設等（指定機関*1）で所定の期間勤務する意思のある人
- イ 経済的な事情により奨学金の貸与を希望する人
- ウ 市町村に対し、県が被貸与者の情報を提供することに同意する人

※情報提供を行う目的等の詳細は、県ホームページに掲載している「令和8年度島根「ふるさと」看護奨学金貸与生募集要項」をご覧ください。

【助産師枠】

助産師を養成する学校の最終学年に在学し、ア及びイの両方に該当する方

- ア 学校卒業後、助産師として島根県内の医療施設等（指定機関*1）で所定の期間勤務する意思のある人
- イ 経済的な事情により奨学金の貸与を希望する人

*1 指定機関

以下、①～⑨のいずれかの施設をいいます。

- ①200床未満の島根県内の病院
- ②島根県内の診療所
- ③精神病床が8割以上を占める島根県内の病院
- ④65歳以上の者の収容比率が100分の60以上の病棟を有する島根県内の病院
令和8年4月時点では、島根県内の過疎地域・離島の病院は全て該当します。
- ⑤島根県内の介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）
- ⑥島根県内の介護老人保健施設
- ⑦島根県内の介護医療院
- ⑧介護保険法に基づく島根県内の訪問看護事業所
- ⑨児童福祉法に基づく島根県内の障害児入所施設
→ 重症心身障害児に対する障害児入所支援を行うものに限ります。

*2 過疎地域・離島の範囲

松江市のうち美保関町・島根町・鹿島町、浜田市、出雲市のうち佐田町・多伎町、益田市、大田市、安来市、江津市、雲南市、奥出雲町、飯南町、川本町、美郷町、邑南町、津和野町、吉賀町、海士町、西ノ島町、知夫村、隠岐の島町

2. 募集人数

全枠合わせて 50 名

3. 貸与額

【全枠共通】 60 万円（在学中一回限り・一括貸与）

4. 返還の免除

【U I ターン枠】

卒業後 1 年以内に免許を取得し、直ちに島根県内の医療施設等（指定機関）に勤務し、引き続き 5 年間看護師の業務に従事したときは、貸与した奨学金の全額の返還を免除します。

【過疎・離島枠】

卒業後 1 年以内に免許を取得し、直ちに島根県内の過疎地域・離島の医療施設等（指定機関）に勤務し、引き続き 5 年間看護職員の業務に従事したときは、貸与した奨学金の全額の返還を免除します。

【助産師枠】

卒業後 1 年以内に免許を取得し、直ちに島根県内の医療施設等（指定機関）に勤務し、引き続き 5 年間助産師*の業務に従事したときは、貸与した奨学金の全額の返還を免除します。

※ 助産師業務に従事することを原則としつつ、勤務病院等の事情等により助産師以外の看護職員業務に従事する場合も、相当程度許容します。

5. 申込方法

募集要項に添付している看護学生修学資金貸与申請書（様式第 1 号）に記載し、必要書類を添付の上、看護師等学校養成所を経由して募集要項に記載の提出先へ提出してください。

6. 申込期限

令和 8 年 8 月 7 日（金）当日消印有効

●応募条件、提出書類等の詳細は募集要項にて必ずご確認ください。

https://www.pref.shimane.lg.jp/medical/kenko/iryu/kango_kakuho/H26syugakushikin.html

島根県 看護 奨学金

検索

